

心身障害者(難病)福祉手当

対象要件該当の方は申請を忘れずに

身体障害者手帳1・2級・愛の手帳1・3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症で20歳以上65歳未満の方、または、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・東京都の難病医療費等助成認定者の65歳未満の方で、手当の手続きをされていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請手続きをしてください。65歳以上の方は、新規申請ができません。

ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過・施設入所・江東区に住所がなかった」という理由により申請手続きができなかった方で、その後制限事由がなくなった場合のみ、申請手続きができます。また、所得が下表の限度額以上あったなどの理由により受給資格が消滅し、その後制限事由

がなくなった方は、あらためて申請手続きをしてください。
現況届の提出を忘れずに

心身障害者医療費助成制度

受給者証切り替え 9/1(日)から

心身障害者医療費助成制度(以下[○])は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分(一部)を助成するものです。9月1日(日)から[○]受給者証が新しくなります。

更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい[○]受給者証をお送りします。
[対象となる方]

身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)、愛の手帳1度・2度のいずれかをお持ちの重度障害者の方で、所得が基準額以下の方(右表)

※基準額は、「20歳以上の方は、本人の所得」、「20歳未満の方は、世帯主等の所得(本人が国保の世帯主等になっている

日の属する月の前月に、現況届を郵送します。

問 障害者支援課障害者福祉係

☎(3647)4952
FAX(3647)4910

所得制限限度額表(心身障害者難病福祉手当、心身障害者医療費助成共通)

(本人等所得-所得控除≤所得限度額)		
適用期間	心身障害者難病福祉手当	平成25年8/1(木)～平成26年7/31(木) 心身障害者医療費助成 平成25年9/1(日)～平成26年8/31(日)
対象所得	平成24年中所得	
扶養親族の数	本人および扶養義務者の所得限度額	20歳以上:本人所得 20歳未満:配偶者または扶養義務者の所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除
0人	3,604,000円	
1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円	
3人	4,744,000円	
4人	5,124,000円	
5人	5,504,000円	

場合は、本人の所得」]

「対象とならない方

①生活保護を受けている方

②保険の自己負担のない施設に入所している方

③「江東区子ども医療受給者証」を受給している方

④重度障害者になった年齢が65歳以上である方

⑤後期高齢者医療制度受給者で住民税が課税されている方

(ただし、重度障害者になった

日から65歳の誕生日の前々日

まで①・②だった方、または東

京都内に住所がなかった方は対

象となりますので申請手続きを

特別障害者手当・障害児福祉手当

対象要件該当の方は申請を

区では、特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請を忘れずにしてください。

問 障害者支援課障害者福祉係
☎(3647)4952
FAX(3647)4910

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度でかつ障害が重複している方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 26,260円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方は除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,280円

住宅・土地統計調査にご協力を

9月下旬に調査員が配布にうかがいます

10月1日現在で、全国一斉に住宅・土地統計調査が行われます。この調査は、住生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得ることを目的として行われ、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。江東区では、調査対象として約9,000世帯が無作為に抽出されます。

選ばれた世帯には、9月下旬に調査員が調査票の配布にうかがいし、10月上旬、回収にう

若者の採用を予定する 区内中小企業を募集

研修・就労実習を通じ中小企業の雇用と若者の就労を支援

区では、「江東区中小企業若者就労マッチング事業」を実施中です。正規雇用となっていない29歳未満の区民を対象に、1か月半の研修(ビジネスマナー、PCスキル等)後に、区内の中小企業で3か月就労実習し、実習先企業への正規雇用を目指します。就労実習の期間は、区が研修生に給与を支給します。採用のミスマッチを防ぎながら若手人材を採用しませんか?

この事業は、江東区が(株)パソナに委託して行っています。

【募集条件】

○江東区内に本店又は支店営業所がある(中小企業基本法に規定される)中小企業

○本事業の趣旨に賛同し、就労体験生の受入後、正規雇用で

記入の秘密は守られます

調査票に記入された内容を他に漏らしたり、統計の作成以外の目的に使用することは、統計法により固く禁じられていますので、安心してご協力ください。

問 地域振興課統計調査係

☎(3647)4965

防災情報 ⑤ 数字で見る 151,945人

この数字は、東京湾北部地震を想定した場合の、江東区内の避難所における避難生活者数です。地震による被害の規模により、避難するところは違います。大規模火災の発生がないようなときには区立の小中学校などの避難所に避難し、大規模火災が発生した場合は、大規模な公園などの避難場所に避難しましょう。ただし、自宅での生活が可能である場合は避難を行う必要はありません。あくまで基本は自宅での生活であることを念頭に置き、防災対策を考えましょう。問 防災課 災害対策係 3647-9587